

医学から見たハンセン病問題

2024年5月11日
国立療養所邑久光明園
青木美憲

新型コロナ差別

- 患者の自宅に石を投げられた
- 個人を特定されて中傷を受け引っ越しを余儀なくされた
- 患者の勤め先の会社が取引先からの注文を失った
- 患者を受け入れている病院職員やその家族がタクシー乗車や保育所登園を断られた

↓
ハンセン病の差別に類似

ハンセン病についての誤解

- 「恐ろしい伝染病」
- 「遺伝する」
- 「治らない」
- 「当時としては隔離は仕方がなかった」
- 「日本で患者が減ったのは隔離のおかげ」
- 「療養所のおかげで患者は救われた」

病名

「らい」、「らい病」、「なり」、「かったい」
忌まわしいイメージ

↓
「ハンセン病」
「らい」は今も人を傷つける恐れのある言葉
病名変更は入所者の要望

ハンセン病とは

- らい菌によって起きる感染症。
- 感染から発病まで、3年から10年以上。
- らい菌は病原性が低く、発病は極めてまれ。
- 主に皮膚と末梢神経が侵されるが、毒性が低く、生命に影響しにくい。
- 抗菌剤治療により治癒する。自然治癒あり。
- 社会の経済状態の向上とともに発症者は自然に減少する。

患者・回復者の状況

- 明治以降、経済状態の好転と共に自然に減少
- 近年は日本人の新患はほぼゼロ
- 予防法廃止後は療養所や一般病院で外来治療
- 全国13療養所の入所者718人(4月末)(当園55人)、退所者ら約900人は治癒(菌は消失)、「回復者」
- 入所者の平均年齢88歳、平均在所期間約60年。退所者の平均年齢約70歳

隔離が不要であった根拠

- 人から人にうつりにくい、生命に影響しにくいことから、もともと隔離の必要性は低かった
- 明治以降、患者数が自然に減少していることがわかっていった
- 戦後の特効薬プロミン以降は隔離の必要性が完全に否定された

(2001年の判決文より)

ハンセン病についての誤解

- 「恐ろしい伝染病」→発病は極めてまれ
- 「遺伝する」→感染症
- 「治らない」→治る
- 「当時としては隔離は仕方がなかった」
→もともと隔離不要
- 「日本で患者が減ったのは隔離のおかげ」
→隔離と無関係に自然に減った

強制入所

- 入所者818人からの聞き取り
- 半数は「強制」または「半強制」(無らい県運動によって療養所以外に居場所がない)
- 残りの半数は
家族を被害から守るため
治療のため(一般病院での診療は禁止)
だまされて(2, 3年で帰れる)



実質的には全員が強制入所であった

四国遍路

- 「行く当てのない野垂れ死に覚悟の旅」
- 療養所に辿りついて「助かった」
- 無らい県運動により恐ろしい伝染病という誤解が広まり、患者は療養所以外に生きる場所を奪われた(2001年判決)
- 療養所では断種・墮胎、監禁、患者作業の強制、死後の解剖を断れない



「療養所のおかげで患者は救われた」
という解釈は誤り

ハンセン病が嫌悪された原因

- 国の誤った隔離政策により、恐怖心や「悪い疾患」という偏見が生じた
- 疾病に対する感じ方
 - 顔、手、足の障害⇒「醜い」と感じる感覚
 - 感染症⇒「こわい」という感覚



心の持ち方の問題も大きい

まとめ

- 偏見差別の解消には、正確な知識のみならず、疾病や障がいに対する感じ方が大事
- 回復者や家族の被害回復は社会を形成する一人ひとりの課題
病歴を隠す必要のない社会
過ちを繰り返さないこと